［略］	［略］	十四　航空団、航空警戒管制団、輸送航空隊、飛行教育団、航空教育隊及び飛行開発実験団
		［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

［同上］	［同上］	十四　航空団、航空警戒管制団、航空警戒管制隊、輸送航空隊、飛行教育団、航空教育隊及び飛行開発実験団
		［同上］